

# 町職員の給与・人事行政運営状況等を公表します

(平成17年4月1日現在)

## 職員任免及び職員数に関する状況

### 職員の採用状況(16年度)

区分	試験	派遣	合計
一般行政職	5人	1人	6人
事務職	3人	1人	4人
技術職	2人		2人
技能労務職			

### 再任用職員の採用状況(16年度)

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職			0人
事務職			0人
技術職			0人
技能労務職			

- 1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。
- 2 再任用の期間を更新した場合は、その都度計上している。

### 退職の状況(16年度)

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	3人	2人	2人				1人	8人
技能労務職	1人							1人

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

### 職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	16年度	17年度	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会	2人	2人		
	総務企画	27人	25人	2	事務の統廃合縮小(合併協議会廃止による)
	税務	9人	10人	1	業務増(徴収スタッフ充実)
	民生	38人	38人		
	衛生	14人	14人		
	労働				
	農林水産	12人	11人	1	事務の統廃合縮小(農業委員会事務局兼任)
	商工	8人	7人	1	事務の統廃合縮小(アクア健康センター職員の併任)
	土木	13人	11人	2	事務の統廃合縮小(都市計画課廃止による)等
小計	123人	118人	5		
特別行政部門	教育	23人	25人	2	業務増(インターハイスタッフ充実)
	消防				
	小計	23人	25人	2	
公営企業等会計部門	病院				
	水道				
	下水道				
	その他	26人	26人		
	小計	26人	26人		
合計	172人	169人	3		

- 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。
- 2 表中部門の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。
  - (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
  - (2) 特別行政部門 教育委員会の職員(教育長含む)
  - (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

## 職員給与の状況

### 期末・勤勉手当及び退職手当の状況 (16年度支給割合)

区分	白子町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.4月分 ( )	0.7月分 ( )	2.1月分 ( )	1.4月分 ( )	0.7月分 ( )	2.1月分 ( )
12月期	1.6月分 ( )	0.7月分 ( )	2.3月分 ( )	1.6月分 ( )	0.7月分 ( )	2.3月分 ( )
計	3.0月分 ( )	1.4月分 ( )	4.4月分 ( )	3.0月分 ( )	1.4月分 ( )	4.4月分 ( )
役職段階別加算	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

区分	自己都合退職		勲奨・定年退職	
	勤続20年	21.0月分	28.0875月分	21.0月分
勤続25年	33.75月分	43.335月分	33.75月分	43.335月分
勤続35年	47.5月分	60.99月分	47.5月分	60.99月分
最高限度額	60.0月分	60.99月分	60.0月分	60.99月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%)		定年前早期退職特例措置 (2~20%)	
退職時特別昇給	勲奨退職1号給昇給			
1人当たり平均支給額	11,010千円	25,664千円		

- 1 期末・勤勉手当の内容は、16年4月1日現在のものであり、表中( )の数値は、再任用職員に含まれる。
- 2 退職手当は、白子町及び国ともに16年度中の退職分についての記載である。  
(平成16年4月1日～平成17年3月30日)
- 3 退職手当1人当たり平均支給額は、16年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

### 職員手当の状況

区分	内容	手当額(月額)	国の制度との異同	
扶養手当	配偶者 配偶者以外の扶養親族 1人目	13,500円	同じ	
	配偶者が扶養親族の場合 配偶者が扶養親族でない場合	6,000円		
	2人目	6,000円		
	3人目から 1人	5,000円		
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算 1人	5,000円		
住居手当	借家の場合 家賃に応じて支給 (家賃12,000円を超える場合に限り)	限度額 27,000円	異なる、一部国の制度と同じ	
	自宅の場合	4,300円		
通勤手当	電車、バスを利用する場合 乗用車を利用する場合、 使用距離に応じて支給	全額支給 2,000円 25,970円	異なる、一部千葉県 の制度と同じ	
特殊勤務手当	区分			
	職員全体に占める手当支給職員の割合		1%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		12,000円	
	手当の種類		4	
代表的な 手当の名称	技術職員手当、防疫手当、危険手当、旅行病人、 死亡人取扱手当			
勤務外 手当	15年度支給総額	11,280千円	1人当たりの支給年額	93千円
	16年度支給総額	12,350千円	1人当たりの支給年額	105千円

### 特別職の報酬等の状況(16年4月1日現在) (16年度支給割合)

区分	給与月額	期末手当の支給割合			加算措置
		6月	12月	計	
町長	788,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
助役	639,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
収入役	608,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
教育長	577,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
議長	284,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
副議長	237,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%
議員	213,000円	2.10月分	2.25月分	4.35月分	有 15%

### 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
16年度	人 13,422	千円 3,868,805	千円 198,711	千円 1,130,669	29.2%

表中「住民基本台帳人口」は、17年3月31日現在の人口である。

### 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与			計(B)	1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉 手当		
17年度	人 141 ( )	千円 510,398	千円 55,114	千円 201,900	千円 767,412	千円 5,443

- 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
- 2 職員数欄の( )の数値は再任用短時間勤務職員であり、職員数の外書きの数値である。

### 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (17年4月1日現在)

区分	白子町	
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	300,227円	38歳8月
技能労務職	300,652円	53歳3月

### 職員の初任給の状況 (17年4月1日現在)

区分	白子町		国		
	決定初任給	採用2年経過 日の給料月額	決定初任給	採用2年経過 日の給料月額	
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	143,300円	154,300円	138,800円	148,500円

### 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	(17年4月1日現在)			
	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	242,800円	292,400円	352,700円
	高校卒	226,200円	257,400円	317,300円

表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。  
なお、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

### 一般行政職の級別職員数の状況 (17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任 主事	副主査	係長	主査	課長 補佐	課長 主幹	
職員数(人)	29 ( )	36 ( )	28 ( )	26 ( )	12 ( )	8 ( )	11 ( )	18 ( )	168 ( )
構成比(%)	17.3 ( )	21.4 ( )	16.7 ( )	15.5 ( )	7.1 ( )	4.8 ( )	6.5 ( )	10.7 ( )	100 ( )
参考	1年前の 構成比(%)	18.1 ( )	19.9 ( )	19.9 ( )	11.7 ( )	7.0 ( )	8.2 ( )	4.0 ( )	11.1 ( )
	5年前の 構成比(%)	23.2 ( )	25.4 ( )	16.4 ( )	18.1 ( )	5.6 ( )	10.2 ( )	1.1 ( )	100 ( )

- 1 白子町一般職の職員給与等に関する条例(昭和30年条例第7号)に基づく給料表の職務の級区分に応じた職員数である。
- 2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職である。
- 3 表中( )の数値は再任用短時間勤務職員の数であり、職員数の外書きの数値である。

### 昇給期間短縮の状況

区分	15年度			16年度		
	職員数(A)	昇給短縮 職員数(B)	比率 (B/A)	職員数(A)	昇給短縮 職員数(B)	比率 (B/A)
合計	172人	0人	0%	171人	0人	0%
一般行政職	144人	0人	0%	144人	0人	0%
技能労務職	28人	0人	0%	27人	0人	0%

## 職員給与の状況

### 勤務時間の状況

(16年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40	8:30	17:15	12:00~12:45	10:00~10:15 15:00~15:15	2日

- 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間である。
- 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

### 年次休暇の状況

(16年4月1日~17年3月31日)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
2,920日	774.7日	73人	10.6日

- 「全期間在職職員数」は、当該年度の4月1日から3月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。
- 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。
- 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

## 職員研修状況

### 研修の状況(16年度)

研修の名称	研修の内容	研修先	修了者数
新規採用職員研修	職員としての心構えや執務に必要な基礎的知識を習得させる	長生広域市町村圏組合	5
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、職務に必要な判断力と表現力を養う	〃	2
中級職員研修	中級職員としての行政視野を深め、行政環境に対応できる幅広いもの見方と自発的な能力向上意欲を養う	〃	2
係長職員研修	職務執行にあたって期待される視野、識見管理能力を養う	〃	5
行政法研修	行政法の基本的な理論を理解させ、日常業務における諸問題に対応できる行政執行能力の養成を図る	千葉県自治専門校	1
財務研修	財務に関する基本的な知識について、体系的な習得を図る	〃	1
まちづくり研修	複雑多様化するまちづくり問題についての理解を深め、職務執行能力の向上を図る	〃	1
地域情報化研修	電子自治体の実現に向けた施策の動向についての理解を深め情報対応能力の向上を図る	〃	1
商工観光研修	商工観光行政の動向について見識を高め、職務遂行能力の向上を図る	〃	1
環境行政研修	環境問題全般についての理解を深め職務遂行能力の向上を図る	〃	1
農政研修	農政についての理解を深め職務遂行能力の向上を図る	〃	1
税務事務研修	税務に関する基本的知識について体系的修得を図る	千葉県自治専門校	2
徴収事務研修	徴収事務に関する基本的知識について体系的修得を図る	〃	1
固定資産税研修	固定資産税に関する基本的な知識の修得を図る	〃	4
政策形成研修	政策意識の高揚と政策形成能力を養う	〃	1

### その他研修

農業施設視察研修	若い職員(主事補~主任主事)を対象に、地域農業の現状について見識を深める目的で実施	J A長生グリーンウェア	38
職員研修会	「NPO」に関する知識向上を目的で、千葉県環境生活部NPO活動推進課に依頼し研修会を実施。	白子町役場	90

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況である。

## 職員福祉及び利益の保護の状況

### 研修の状況(16年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	成人病予防検査(35歳以上)	51名受診
	疾病予防検査(35歳未満)及び40歳、45歳、50歳、55歳(節目の人を対象)	97名受診
	胸部エックス線検査	145名受診

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

### 研修の状況(16年度)

(1)公務災害(16年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	2	2	0	0	0

(2)通勤災害(16年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況である。

## 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

- 分限処分の状況(16年度) 該当する案件なし
- 懲戒処分の状況(16年度) 該当する案件なし

## 職員の服務の状況

営利企業の状況(16年度) 該当する案件なし

## 平成16年度千葉県市町村公平委員会の業務状況

勤務条件に関する措置の要求の状況 該当する案件なし。

## 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当する案件なし